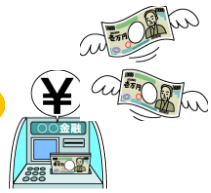
「出会い」の裏に潜む罠
マチアプを悪用した副業・投資に注意！





相談事例１

マッチングアプリで知り合った人から誘われ、消費者金融で借金して45万円のSNSマーケティングセミナーを契約した。

相談事例2

マッチングアプリで知り合った人から誘われ、消費者金融で借金して100万円の投資コンサルティングを契約した。

相談事例2

マッチングアプリで知り合った人から、「ネットショップ開業資金を肩代わりした」と言われ、100万円の請求を受けている。

アドバイス



マッチングアプリで知り合った相手から好意を抱かされた後、「二人の将来のために」などと言葉巧みに誘導され、投資や起業の高額な契約を迫られる、あるいは消費者金融の借入れを誘導される相談が増えています。

- 簡単に稼げるようなうまい話はありません。
- 「もうかるいい仕事」には十分に注意しましょう。
- 高額な支払いには慎重になりましょう。
 借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- 不安に思ったり、困ったら、一人で悩まず、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談しましょう。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県092－632－0999(日曜日も電話相談可)
吉富町0979-33-7051(火・金曜日9:00～16:00)
上毛町0979-33-7052(　　〃　　)
※相談中、相談員離席中の場合は各役場へ転送されます。

消費生活トラブル注意報　第８０号　２０２６年１０月
事例提供：北九州市立消費生活センター　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁イラスト集より」